（略）　（略）　7．～10．　（略）

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十四条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**○国土交通省令第四十三号**

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行及び宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第百八十一号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十四条の二第十一項及び第十二項、第三十五条第八項（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第九項並びに第三十七条第四項及び第五項並びに宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第三条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地建物取引業法施行規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

**第一条**　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）<br>**第十五条の十四**　法第三十四条の二第十一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。<br>一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの<br>イ　宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十四条の二第十一項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを依頼者若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と依頼者等（依頼者又は依頼者との契約により依頼者ファイル（専ら依頼者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた依頼者ファイルに記録する方法<br>ロ　宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該依頼者の依頼者ファイルに当該記載事項を記録する方法<br>二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法<br>2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<br>一　依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。<br>二　ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。 | （新設） |

（略）　（略）　7．～10．　（略）